

令和7年度第2回静岡県入札監視委員会議事概要

- 1 開催日時及び場所 令和8年1月7日(水)午後2時～午後4時30分
静岡県庁別館9階特別第二会議室

- 2 出席者 委員長 田中 博通 (東海大学名誉教授)
委員長代理 岩崎 敏之 (静岡文化芸術大学デザイン学部教授)
委員 池谷 てる代 (NACS中部支部静岡分科会役員)
石巻 幹子 (公認会計士)
服部 乃利子 (しずおか未来エネルギー株式会社代表取締役社長)
佐野 公洋 (弁護士)
県説明員等 高梨交通基盤部長、大石交通基盤部長代理、
萩原交通基盤部理事兼建設経済局長
事務局 建設経済局水野技監、平山建設業課長、増田技術調査課長、工事検査課藤
本技監ほか

3 議事概要

(1) 入札・契約手続の運用状況の報告

令和7年4月1日～令和7年9月30日に県が発注した工事の入札・契約手続の運用状況等について、県から報告があった。

(2) 抽出事案に関する説明及び審議

委員が抽出した下記の5事案について、県から経過等の説明を受け、質疑を行った(主な質疑は、別紙のとおり)。

(抽出事案)

- ・ 令和7年度基幹水利施設ストックマネジメント(対策)松毛川排水機場保全3期地区ポンプ設備1工事
- ・ 令和7年度[第37-D7002-01号](国)414号橋梁補修工事(七滝高架橋下部工)(11-01)
- ・ 令和7年度[第36-I3954-01号](一)富士停車場線道路改築(無電柱化)工事(南工区)
- ・ 令和7年度[第37-I0121-01号](一)袋井小笠線ほか交通安全工事(区画線修繕工)【11-01】
- ・ 令和7年度[第37-P2323-01号]牧之原萩間工業用地 地域振興整備事業(工事費)造成工事

(3) 審議の結果

抽出事案に係る入札及び契約手続について、意見の具申及び勧告はなかった。

質 疑	応 答
<p>① 令和7年度基幹水利施設ストックマネジメント（対策）松毛川排水機場保全3期地区ポンプ設備1工事 【経済産業部東部農林事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10 者程度、見込みの対象者があったにもかかわらず、応札者が1 者なのは、難しい工事であったり、期間等、何か理由があるのか ・ 残りの2本のポンプも順次発注することだが、単独随意契約しかできないということになるのか。 ・ ポンプや配電関係の補修は施工したところでないと金額が高くなってしまい手を挙げづらい。入替えならいいが。 ・ 交換の方が補修より高いという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 松毛川排水機場は50年ほど前に設置されたポンプ場で、当時のポンプのメーカーが、国内大手のプラントメーカーではあるが、その会社が、国内の公共用ポンプの事業をほかの会社に譲渡している。この村松商會がその代理店となっている。ポンプの整備にあたり、色々な部品、特にメインとなるポンプの主軸の部品等については、軸受やベアリングといった部品については、メーカーごとに形状等、細かい仕様が異なっている。仮に、ほかのメーカーがこの仕事を請けた場合、製作を依頼しなければいけない。そうしたときに、メーカーごとに異なっているため、割増し費用が発生して、工事金額が増大する可能性がある。また、既設ポンプメーカーの部品、純正部品を使用しないと、何らかの不具合が生じた場合、責任の所在が不明確になるため、他社は入札を敬遠して、1者応札になったと想定される。 ・ 入札の公平性、透明性を確保するという視点から、見積りを何者から取り、そこで積算をして、同じようなやり方をしていく必要があると考える。結果的に同じ業者が取る可能性はある。金額も大きいので、単純に単独随意契約にすることは考えていない。 ・ 確かに入替えというやり方もあるが、ライフサイクルコストを考え、ある程度までは補修で乗り切っていく。補修を繰り返して、いよいよ全部取替えが必要になれば取替える。しかし、まだ部品や製品等、十分使用に耐え得るものもある。いよいよ駄目になったものに関して、今回取り替え、交換している。したがって、ポンプの外枠の部分、本体の部分はそのまま戻して使い、内部の部品を交換していく形にしている。 ・ はい。

質 疑	応 答
<p>②令和7年度 [第37-D7002-01号] (国) 414号橋梁補修工事 (七滝高架橋下部工) (11-01) 【交通基盤部下田土木事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札者である正興が断然、落札率が低いとか価格が低い。仮設工事費が低い、近隣の業者であるわけでもなく、なぜこの仮設工事費でできたのか教えてほしい。 また、ナンバー58、59、60の工事は同一の業者が一括して落札せざるを得ない工事なのでと感じ、このことを見込むか見込まないかによって、入札の価格が変わったのではと思うが、事実上どうであったか教えてほしい。 3分割しないと一気にできないとのことであるが、結果的には同じ1者が取れば、その1者でできてしまったのではないか。 予定価格の値段であるが、応札した一番高いところを見ても、予定価格よりかなり安い。予定価格の立て方自体は適切だったのか。 経費の縮減額の中では、環境対策資材の一部、安全衛生保護具の自社保有分があったため、その分を削ることができたためと考える。塗装工事において、環境対策資材や安全衛生保護具は珍しいものなのか。それとも前もって、これだけ塗装会社がそろっている中で、ほかの塗装会社も専門なので、持っていると思うがどうであるか。 	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁の塗り替え塗装工事は、様々な資材が発生する。まず、橋梁の塗膜を削り取るブラストという作業がある。塗膜が細かく削れて空気中に漂わないように集塵をする必要があり、集塵機やエアシャワーが必要である。そして、作業員が着る防護服、圧縮空気を使うためのコンプレッサー。それらの資材を既に自社保有していて、当該工事に使えることが大きく、地理的要件はない。 1工事にまとめてしまうと、資材や作業員、現場の管理をする監督等が必要であるが、1パーティーで作業すると、工期内には終わらず、余分に1年か2年程度かかる。このため、3工事に分割して発注した。分割したが、たまたま58、60も同じ会社が落札した。 落札した業者は、班編制が可能であり、スケールメリットがあったため、そこに人員を投入したと考えられる。 積算基準と呼ばれる土木工事標準積算基準書を用いて、積算することとなっている。しかし、一般的なものしか当該基準書にないため、それ以外のものは見積りを取って、積算をしている。応札価格が低かった理由の一つとしては、塗装工事全体の傾向として、県内全域で、低めに落札率が出る傾向がある。また、塗装工事の中でも、今回、5億円弱という非常に大きい工事であるためスケールメリットがあり、落札率が低かったと考える。 ほかの塗装会社もある程度は持っていると思うが、一般的には工事を落札した後に、その工事の現場に合わせて資材を調達する。この業者に限っては、先を見越した経営戦略と思われるが、事前に調達していた。この工事を受注する前から持っており倉庫に置いてあったものがあって、それが当該工事に転用できるので価格に反映させたと聞いている。

質 疑	応 答
<ul style="list-style-type: none"> ・ 応札されたところは、特に準備をしていたということか。 ・ 資材及び安全衛生保護具の自社保有分を控除となっている。捨てるようなものを使っていたなら分かるが、安全保護具、衛生保護具等の買ったものを、ただで使うことは問題ないのか。 <p>③令和7年度 [第36-I3954-01号] (一) 富士停車場線道路改築(無電柱化)工事(南工区) 【交通基盤部富士土木事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 辞退が1者あるが、辞退の意向はどのように聞いているのか。 ・ 2者設計価格を超えているが、その要因分析をどのように考えているか。 ・ 土留め、仮締切り工とあるが3者で金額に差が出ており、特殊なものなのか、どのような工事が必要なのか教えてほしい。 ・ 辞退の場合の理由をこの工事に限らず、どの程度、聴取するのがルールなのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該工事を見越して買ったわけではなくて、保護具等は数年使用できるため仮にこの工事で使わなくても、ほかの工事を受注していけばいずれ使うため、ストックしてあったと聞いている。 ・ 業者に聞いたところ、決算期より前に納入しており、前年度決算期で会社の収支に反映させているため、今期分には載せなくていい計算とのことである。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細には分からないが、恐らくその時点における他工事の落札状況や、別発注の工事の受注見込みなどを勘案して、こちらは辞退したのではないかと思われる。 ・ 電線共同溝の工事は、交通量が多く交通規制をかけながら、狭く非常に仕事がやりにくい環境で工事をやっていく特性がある。したがって、あまり低い価格になりやすく、予定価格見合いの金額になっていると考える。 ・ 管路を敷設するときにはある程度、深いところまで掘る必要があり、その脇の土留めである。仮設の土留め材も使用する。入札業者が、もともとそういった仮設を持っていれば、当然、低廉な価格を設定することもできるが、リースの場合は高めになり、その違いが出ていると推測する。 ・ 入札の辞退の理由については一切聴取はしていない。

質 疑	応 答
<p>④令和7年度 [第37-10121-01号] (一) 袋井小笠線ほか交通安全工事 (区画線修繕工) 【11-01】 【交通基盤部袋井土木事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札価格が偶然とは思われない程の一致度合いであるが、その理由を教えてください。 ・ 県内どこでも、かなりある工事だと思われるが、ほかのところでも同じような傾向があるのか。 ・ 毎回、最低制限価格で決まるなら、県の設定価格も若干下がってもよいのではないのか。積算基準は変わらないのか。 ・ 一般管理費等は、倍ぐらい違う。公開されているものがあって、それに当てはめいくと、大体この数字になるのは分かるが、一般管理費で帳尻を合わせているとなると、それはそのとおりにっていないのではないのか。 ・ 内訳書の中で、金額を見ると何十何円まで書いてあるが、県の場合は1,000円未満は切り捨てたり、四捨五入で整理しないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区画線の設置の積算は、設置費と材料費で構成されている。設置費、これは労務費と機械経費等であるが、共通単価がある。また、材料費については、市販の物価資料に単価が記載されており、ほぼ単価が分かっている。また、当該工事の内訳は実線と破線の2つの工事しかなく、積算が非常に単純だったことが原因と思われる。 ・ 事務所管内でも、何件か同じような工事を発注しているが、そのいずれもくじにて落札者が決まっている状況である。 ・ 労務費に関しては全国調査で、国でまとめて標準的な労務費を出している。また、単価については毎月、基本的には物価調査会や経済調査会等を出しているものを使っている。 ・ 推測にはなるが、まず標準的な積算基準のとおり算出すると、予定価格が出てくる。それに対して、事前に公開されているロジックで計算すると最低制限価格も出てくる。その金額合わせで、うちはここの一般管理費を切っところかや、仮設はもう少し安くしたほうが良い等の調整を図っていると推測する。 ・ 我々の積算としては、当該工事費は円単位まで出しており、経費率については1,000円でまとめて切る積算の仕方である。積算基準上、お金を積み上げていくが、単純に切っていくのは歩切りになるため、きちんとルールを決めて、ここの部分で最終的に公示価格計、万円単位にする等、そのようなルールは決めている。契約のときも、その端数が出ると契約しづらい部分があるため、その部分はきちんとした、万円単位になっている。

質 疑	応 答
<p>⑤令和7年度【第37-P2323-01号】 牧之原萩間工業用地 地域振興整備事業（工 事費）造成工事 【企業局西部事務所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査では適切であるという調査結果であるが、これだけ入札価格に差が出てきたことに対して、どこをメインに削減して、価格を安くできたのか明確に教えてほしい。特に、チップ等の処分費が低廉になるだろうという話であるが、4年程の工期があることを考えると、金額は上がっていくと思われる。こういったところが、価格設定を低くしたところと、少し整合性が取れないのではないかなと思われるため、説明してほしい。 ・評価値は当たり前であるが高い方が良いということか。落札者より入札価格が安い業者がある。入札価格と評価に用いる価格の差はどのようになっているのか。 ・造成後はスズキ株式会社が、EVのテストコース等に使うとのことであるが、工事費を県が丸々出すわけではないのか。 ・この用地は工業用地として県の用地であり、スズキ株式会社の民有地ではないという認識でよいか。 ・名義変更するときの土地代は払われるのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・落札率が低かった理由は、公共土木工事自体が積算基準も単価も公表されており、当該工事の工種は掘削などの土工や法面工、調整池などであり、事業量は大きいですが、一般的な土木工事で使用する工種ばかりで、価格が算出しやすかったと考えている。 そこから、各社経営の状況や資材の受給状況、施工条件、手持ちの工事量、それから現場に配置しなければならない予定技術者の充足等から応札をしてきたと考える。工事のスケールメリットや、仮設資材の再利用、企業独自のノウハウを生かせる等の点でコスト削減を見込んで、低価格入札に至ったと推測する。 ・この入札は総合評価落札方式で行ったので、最も評価値が高い者が落札候補者になる。また、入札価格が調査基準入札書比較価格以下だった場合は、調査基準入札書比較価格の値で価格の評価をする。このため、入札価格と評価に用いる価格の差が生じることがある。入札価格自体が調査基準入札書比較価格を下回った場合には、この価格で評価することになる ・令和4年度に県企業局、スズキ株式会社及び地元調整等を担当する牧之原市が基本協定を結んだ。スズキ株式会社が出資をして、工事等を県企業局が請け負い、用地の買収や調整を市が請け負う約束である。事業費は全てスズキ株式会社から出ている。 ・現在は県有地であるが、工事完成後は、スズキ株式会社に名義変更する。 ・土地代もスズキ株式会社から出ている。その際の手続は県が行う予定である。